

# 社外重役

Selected Clients &amp; Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド  
 東京本社)東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ビル10F  
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439  
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F  
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

## マーケティング

### 「動画広告は不快」な視聴者が約6割でも YouTuberタイアップ動画が好評な理由

マーケティングリサーチ企業大手のマクロミルが、7月31日に興味深い調査結果を発表した。

動画広告を見て不快に思った経験がある人が、全体の約6割を占めるというのだ。では、動画マーケティングには将来性がないかと言えば、そうとも言い切れない。確かな結果を出している手法があるからだ。

そのひとつが、YouTuberを起用したタイアップ動画である。国内最大手のYouTuberプロダクションであるUUUMが、その効果を検証。メイクやファッションのYouTuberとして知られる佐々木あさひがワコールとタイアップした動画では、認知度が60%もアップしたという。また、実際の購入効果も明らかになっている。菓子メーカーのモンワールドのタイアップ動画では、再生数が300万回を突破し、購入に繋がった割合は16.9%という驚異的な数字を挙げている。単純計算で50万人以上を購入へと動かしたことになる。

もちろん、これらの動画はすべてタイアップであることを明示。にもかかわらずしっかりと視聴され、なおかつ購入意欲をかき立てるのはコンテンツの魅力によるところが大きい。前述のモンワールドの動画は「ママに内緒で子どもがおやつを食べる」というテーマで作られており、広告感は非常に薄い。楽しませれば、最後まで見てくれる。コンテンツ作りの基本が、動画マーケティングを成功させるカギを握っていると言えよう。

## 税務会計

### 税制改正対応の改正法基通等公表 「功績倍率」の定義を初めて明示

国税庁はこのほど、2017年度税制改正に対応した法人税関係の改正通達等を公表した。そのうち、役員給与の損金不算入制度については、2017年度改正で、退職給与について、業績連動型の場合は業績連動給与(改正前:利益連動給与)の損金算入要件を満たさなければ損金不算入とされたが、改正通達では、「いわゆる功績倍率法に基づいて支給する退職給与は、業績連動給与に規定する業績連動給与に該当しないのであるから、法人税法34条第1項の役員給与の損金不算入の規定の適用はないことに留意する」との項目が新設された。

ここで注目されるのは、この新設項目の注書きにおいて、「本文の功績倍率法とは、役員退職の直前に支給した給与の額を基礎として、役員法人の業務に従事した期間及び役員の職責に応じた倍率を乗ずる方法により支給する金額が算定される方法をいう」とされたこと。これまで、法令や通達で明文化されていなかった「功績倍率法」の文言と定義が初めて通達に示された。

また、2017年度改正では、事前確定届出給与の対象から特定譲渡制限付株式RC(リストラックテッド・ストック)のうち、「業績連動型のRS」が除外されることが明確化されたが、改正通達では、定期同額給与、事前確定届出給与、損金算入できる業績連動給与にも該当しない旨が示されている。

「業績連動型RS」とは、法人側が無償取得するRSの数が業績指標に応じて変動するものをいう。

## 今週のキーワード

YouTuber

動画共有サービス「YouTube」上で独自に制作した動画を発表する人物のこと。動画再生によって得られる広告収入が主な収入源。小・中・高校生の「将来になりたい職業」にもランクインしており、ソニー生命保険の「中高生が思い描く将来についての意識調査2017」では、男子中学生の3位である。現在は、UUUMのようなYouTuberに特化したプロダクションも多数あり、彼らのマネジメントや動画制作のサポートおよび企業タイアップのディレクションを担うなど、一大ビジネスの起点となりつつある。